

# 財産分与調停について

## 1 財産分与調停とは

協議離婚に際し、相手方に対して財産分与の請求ができますが、その話し合いがまとまらない場合などに、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続では夫婦が婚姻中に有していた実質的な共有財産の清算方法について話し合うことができます。この手続は非公開で行われます。

## 2 財産分与調停の申立て

財産分与調停を申し立てるためには、申立書を作成して家庭裁判所に提出する必要があります。原則として、対立する当事者(相手方)が実際に居住している地域にある家庭裁判所に申し立てます。詳しいことは最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

申立てのためには、原則として、次の(1)から(5)が必要となります。(6)、(7)については調停の進行上参考にしますので質問にご回答の上、申立書と一緒に提出してください。

- (1) 収入印紙(1200円分)
- (2) 郵便切手(100円2枚、84円10枚、10円10枚、合計1140円。山口県外へ申立てをする場合は申立先の家庭裁判所で確認してください。)
- ※ 収入印紙及び郵便切手は裁判所では販売していません。郵便局等で購入してください。
- (3) 申立書(申立人の認印が必要です)及びそのコピー
- (4) 離婚時の夫婦の戸籍謄本(離婚により夫婦の一方が除籍された記載があるもの。)
- (5) 離婚時の夫婦の財産に関する資料(不動産の登記事項証明書、固定資産税評価証明書、預金通帳の写しや残高証明書など)
- (6) 送達場所等の届出書(□変更届出書)
- (7) 進行に関する照会回答書

## 3 注意事項

- (1) 裁判所に提出する書類は、相手方が見る可能性があります。  
別添「調停・審判手続における情報管理・書面提出について」を必ずお読みください。
- (2) マイナンバーの記載された書類を提出しないようにしてください。  
別添「マイナンバーの取扱いについて」を必ずお読みください。

## 4 財産分与調停手続の進め方

通常は申立後約2週間以内に申立人と相手方に家庭裁判所から調停の期日が通知されます。家庭裁判所にきていただく初回の期日は、通常は申立てから1か月程度先となります（別紙の「**婚姻費用分担、財産分与、養育費、面会交流、親権者変更等 調停手続の流れ**」を参照）。

調停は、原則として裁判官及び民間の有識者の中から選ばれた家事調停委員2名（男女各1名）が調停委員会を構成して手続を進めますが、通常、期日では家事調停委員2名だけで話を伺います。申立人と相手方から交互に話を伺いますが、双方同席の上で話を伺うこともあります。

## 5 調停で決まったことを相手方が守らないとき

相手方に守るよう促す履行勧告の申出を家庭裁判所にすることができます。また、調停調書正本等に基づき地方裁判所に強制執行の申立てをすることもできます。

## 6 調停で話し合いがまとまらなかったとき

相手方がどうしても調停に出席しないときや話し合いがいつまでも平行線をたどり合意ができず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して審判をすることになります。なお、審判の結果が納得できない場合には、不服の申立て（即時抗告）ができます。

## 7 分からないことがあったとき

手続面については担当の書記官がお答えしますが、財産分与としていくらもらえるのかといった調停の見通しについては、家庭裁判所ではお答えできませんので、弁護士等にご相談ください。

## 調停手続の流れ

(一般的な流れを示したものです。)

### 申立て

○相手方の住所地を管轄する裁判所に持参又は郵送します。

### 調停期日通知

○通常、申立て後約2週間以内に、郵便で通知があります。

○第1回期日は、申立てから1ヶ月程度先となります。

### 第1回調停期日

次回期日は、  
約1ヶ月後

調停期日は、原則として、交互にお話を伺います。  
ただし、第1回調停期日の開始10分程度は、申立て人と相手方が同席の上で、手続きに関する説明を行います。

また、必要に応じて、調停期日の開始・終了時に、申立て人・相手方が同席の上、今回の進行予定や次回の検討事項等に関する説明を行います。

以上のような調停の進め方に支障がある場合は、「進行に関する照会回答書」に、具体的なご事情を記載してください。

### 次回の調停期日

※ 調停の回数は決まっておらず、事案に応じて複数回の調停期日を設けます。

・合意ができたとき

→ 調停成立（調書作成）

→ 手続終了

・相手方が出席しないとき

・合意ができないとき

→ 調停不成立

審判手続では、調停手続における成果を踏まえつつ、改めて当事者の意見をお聴きし、法律に基づいて、裁判官が「審判」という名の裁判をします。

審判に対しては、審判の告知を受けた日から2週間以内であれば、不服申立て（即時抗告）をすることができ、その場合は、高等裁判所で改めて審理しなおされます。

不服申立て（即時抗告）がなければ、審判は確定します。確定した後は、審判に従った手続をしていただくことになります。

**審判手続**に移行します。

審判申立ては不要

裁判官が**審理**します。

審理後、**審判**をします。

**確定**もしくは**即時抗告**

# マイナンバーの取扱いについて

平成28年1月1日から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号（マイナンバー）の利用、提供及び本人確認の措置など、同法に係る主要な規定が施行されます。

- 個人番号（マイナンバー）は、重要な個人情報です。
- 裁判所の手続において、マイナンバーが記載された書類を提出等される場合は、次の点に十分ご留意ください。

## 不必要にマイナンバーの記載された書類を提出しないこと

手続等のためにマイナンバーを裁判所に提供する必要があるか否かを十分に検討し、不必要にマイナンバーが記載された書類を提出しないようにしてください。

## 提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングをすること

裁判所に提出する書類にマイナンバーが記載されている場合には、提出者ご自身でマイナンバー部分のマスキングをして、マスキング後の書類を裁判所に提出してください。

（マスキングの参考例）

氏名	山〇△子
住所	山口市〇〇1丁目2番3号
個人番号	[REDACTED]

コピーをとって、「個人番号（12桁）」全部をマスキングしてください。

## マイナンバーが記載される書類の例

マイナンバーが記載される書類としては、次のものなどがあります。

（例）

住民票写し、源泉徴収票、社会保障や税に関する各種申告書（確定申告書など）

※ ご不明な点は、裁判所の受付にお問い合わせください。

山口家庭裁判所

（受付係直通）083-922-9148

## 【開示】

令和 年(家) 第 号

## 送達場所等の届出書(□変更届出書)

- ※ 該当する□をチェックし、記入欄に記入してください。
- ※ この書面は相手に見られる可能性があります。相手に見せないことを希望される場合には、「非開示希望申出書」を添付する必要があります。
- ※ この届出に基づいて特別送達でお送りした郵便物は不在等の理由で受領されなかった場合も、法律上その書面を受領したものと扱われます。

## 1 送達場所

標記の事件について、私に対する書類の送付・送達は次の場所宛にしてください。

## (1) 送達場所

申立書記載の住所

次の場所

〒 \_\_\_\_\_ ( 方)

## (2) あなたと送達を受けるべき場所との関係

住所  就業場所(勤務先)

その他(具体的に記載して下さい。)

## (3) (1)の場所にあなたが住んでいない場合、その場所で書類を受け取る人

受取人氏名 \_\_\_\_\_  
あなたとの関係 \_\_\_\_\_

## 2 平日昼間(8:30~17:00)の連絡先(①から③の順に電話をかけます。)

	電話番号	裁判所を名乗ること	時間帯(※)
①	ーー	<input type="checkbox"/> 可 • <input type="checkbox"/> 否	: ~ :
②	ーー	<input type="checkbox"/> 可 • <input type="checkbox"/> 否	: ~ :
③	ーー	<input type="checkbox"/> 可 • <input type="checkbox"/> 否	: ~ :

※ 電話を受け取れる可能性の高い時間を記載してください。

## 3 上記1以外の連絡先(郵便の送付先)は下記のとおりです。

〒 \_\_\_\_\_ ( 方)

山口家庭裁判所 御中

令和 年 月 日

氏名: \_\_\_\_\_ 印

## 進行に関する照会回答書（申立人用）

この書面は、調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可)、空欄には自由に記入して、申立ての際に提出してください。この用紙を相手方に見せることはできません。

<p>1 この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。</p>	<input type="checkbox"/> ある。(そのときの相手方の様子にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 感情的で話し合えなかった。 <input type="checkbox"/> 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。 <input type="checkbox"/> 態度がはっきりしなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ない。(理由にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 全く話合いに応じないから。 <input type="checkbox"/> 話し合っても無駄だと思ったから。 <input type="checkbox"/> その他	
<p>2 相手方は裁判所の呼出しに応じると思いますか。</p>	<input type="checkbox"/> 応じると思う。 <input type="checkbox"/> 応じないと思う。(理由にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 全く話合いに応じないから。 <input type="checkbox"/> 意見があまりにも食い違っているから。 <input type="checkbox"/> 本気で解決する気持ちがないから。 <input type="checkbox"/> 裁判所で解決する気持ちがないから。 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分からない。	
<p>3 調停での話合いは円滑に進められると思いますか。</p>	<input type="checkbox"/> 進められると思う。 <input type="checkbox"/> 進められないと思う。(理由にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 感情的になっているから。 <input type="checkbox"/> 意見があまりにも食い違っているから。 <input type="checkbox"/> 相手方の性格に問題があるから。 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分からない。	
<p>4 この申立てをすることを相手方に伝えていますか。</p>	<input type="checkbox"/> 伝えた。 <input type="checkbox"/> 伝えていない。 <input type="checkbox"/> すぐ知らせる。 <input type="checkbox"/> 自分からは知らせるつもりはない。 <input type="checkbox"/> 自分からは知らせにくい。	
<p>5 相手方の暴力について記入してください。</p>	<p>1 相手方について暴力の心配はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ある      <input type="checkbox"/> ない</p> <p>※1で「ある」と回答した方は次の2~5にも回答して下さい。</p> <p>2 相手方からの暴力はどのような内容ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 身体的暴力    <input type="checkbox"/> 精神的暴力    <input type="checkbox"/> 性的暴力</p> <p>3 相手方の暴力で治療を受けたことはありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> ある      <input type="checkbox"/> ない</p> <p>4 配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい→保護命令は出ましたか。 <input type="checkbox"/> はい (保護命令決定書原本のコピーを提出してください。)    <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>5 相手方の調停時の対応について</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所で暴力をふるう心配はない。</p> <p><input type="checkbox"/> 申立人と同席しなければ暴力をふるうおそれはない。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所職員や第三者のいる場所でも暴力をふるう心配がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所への行き帰りの際に暴力をふるうおそれがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 裁判所へ薬物、アルコール類を飲んでくるおそれがある。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p style="text-align: center;">( )</p>	
<p>6 現在治療中の病気がありますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 申立人 (病名)</p> <p><input type="checkbox"/> 相手方 (病名)</p> <p><input type="checkbox"/> 子ども (名前)      病名</p>	
<p>7 調停進行に関して裁判所への要望があれば記入してください。(調停は平日しか行われていません。)</p>		
<p>8 調停期日の差し支え日等があれば書いてください。(調停は平日しか行われていません。)</p>	<p>差し支え日      曜日      午前      •      午後</p> <p>(すでに差し支えることがわかっている日→)</p>	
<p>9 職業及び勤務先</p>	<p>職業</p>	<p>勤務先</p>
	<p>名称</p>	<p>電話</p>